

一般財団法人山形コンベンションビューロー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山形コンベンションビューローと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山形市及びその周辺の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、山形市及びその周辺におけるコンベンションの振興を図り、もって、地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際的な相互理解の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致及び開催支援
- (2) コンベンションに関する調査及び広報
- (3) 公の施設の管理運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、若しくは担保に提供しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会

の決議による。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の規程については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員

会の招集を請求することができる。

- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、必要事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の規程

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

- 2 評議員会の決議を省略したときは、決議があつたものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があつたものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長は、前項の議事録に記名押印する。第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第21条第2項の規定により作成した書面についても同様とする。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 評議員会が開催された日時及び場所
- (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議をする事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- (6) 評議員会の議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長、1人を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の規程については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があつたとき。
- (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しな

ければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第37条第2項の規定により作成した書面についても同様とする。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 招集権者以外の理事が、招集権者に対して請求して招集されたもの

ロ 招集権者以外の理事が招集したもの

- ハ 監事が招集権者に請求して招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (6) 理事長以外の理事で出席したものの氏名
- (7) 理事会の議長の氏名

第8章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剩余金の分配の制限)

第43条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認可及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 役員等の報酬規程

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書及び計算書類等

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第12章 賛助会員

(会員)

第48条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができます。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第13章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会

の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

市川 昭男	榎森 正志	片桐 秀雄	那須 義行	木村 英雄
大場 一昭	鈴木 周宏	椎名 和男	笠原 憲治	多田 源四郎
高橋 敏栄	丹野 正彦	高橋 久一	富樫 清志	鈴木 廣志
横山 利一	斎藤 淳子	川村 晃	奥山 仁博	蜂谷 和俊
伊勢 和正				

監事

大久保 靖彦 金崎 慶治

- 4 この法人の最初の理事長は市川昭男、最初の副理事長は榎森正志、最初の常務理事は片桐秀雄とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

朝井 正夫	安藤 昭雄	尾形 孝一	木村 稔	竹野 誠
多田 一夫	長岡 喬	渡邊 修	福島 得二	富田 博
吉田 修一	佐藤 嘉高	和田 敏		